

対象事項	狛江市国民保護計画
対象区分 (条例第5条第1項)	(1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更
概要	狛江市国民保護計画の修正
実施期間	令和7年12月 ～ 令和8年2月

(1) 実施予定の市民参加について

市民参加手続	実施予定時期	実施予定公表 時期・媒体	参加を想定する対象者	その他特記事項	左記の市民参加手続・実施時期を選択した理由
審議会等	①R7.10 ②R8.1	①R7.9・市HP ②R8.1・市HP	狛江市国民保護協議会委員16名		<ul style="list-style-type: none"> 左記の市民参加手続を選択した理由 国民保護法第39条に基づき、計画修正を協議会に諮問する必要があるため。 実施時期を選択した理由 都計画の修正スケジュール(令和7年6月末に修正)を踏まえ、下半期の実施を予定したため。
審議会等	①R7.10～11 ②R8.1	①R7.10・市HP ②R8.1・市HP	狛江市国民保護協議会幹事13名	①は狛江市国民保護協議会①の実施後に開催 ②は狛江市国民保護協議会②の実施前に開催	<ul style="list-style-type: none"> 左記の市民参加手続を選択した理由 計画修正に係る重要事項について審議、協議するため、国民保護協議会と併せて幹事会の開催が必要であると判断したため。 実施時期を選択した理由 東京都国民保護計画の修正スケジュール(令和7年6月末に修正)を踏まえ、下半期の実施を予定したため。
パブリックコメント	R8.2～R8.3	R8.2・広報こま え、市HP	市内在住・在学・在勤の方、 市内に事業所等を有する方		<ul style="list-style-type: none"> 左記の市民参加手続を選択した理由 趣旨、目的、内容等について市民の意見を受けることが必要と判断したため。 実施時期を選択した理由 狛江市国民保護協議会による諮問回答後に実施することにより、重要事項が整理された後の素案について意見を募集できると判断したため。
市民説明会	R8.2	R8.2・広報こま え、市HP	市内在住・在学・在勤の方、 市内に事業所等を有する方		<ul style="list-style-type: none"> 左記の市民参加手続を選択した理由 趣旨、目的、内容等について周知する必要があると判断したため。 実施時期を選択した理由 パブリックコメント実施期間中に計画の趣旨等を周知し、意見反映に活かす必要があると判断したため。

(2) 市民参加スケジュール(予定)

市民参加手続	令和6年度		令和7年度												令和8年度	
	4月～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月	10月～3月
審議会等									第1回 ↔				第2回 ↔			
審議会等									第2回 ↔				第2回 ↔			
パブリックコメント													↔			
市民説明会													↔			

